

<b>① 件名</b>			
復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）の変更認定について			
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>			
<p><b>【背景】</b></p> <p>東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された行政庁舎や工場、校舎等の存続期間は、建築基準法の規定により最長2年3か月とされているが、復興推進計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、存続期間の延長を図っている。</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>今後、1年以内に期限を迎える応急仮設建築物について、存続期間の延長をすることで、復興事業の促進を図るもの。</p>			
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>			
<p><b>【根拠法令】</b></p> <p>東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）</p> <p><b>【復興基本計画との整合性 復興基本計画の位置付け：有・無】</b></p> <p>第6章 実現に向けて</p> <p>3 震災復興特区制度の活用</p>			
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>			
平成25年	4月26日	計画の認定（宮城第24号）	
平成26年	3月14日		
～平成30年	2月21日	計6回の計画変更	
平成31年	2月18日	変更申請	
	3月15日	変更認定、復興庁にて公表	
		対象施設の実施主体に対して、存続期間の延長について周知	
<b>⑤ 主な内容</b>			
本市の応急仮設建築物のうち、仮設店舗等の4施設について、必要な建築物を再建するまでの間、存続期間を延長した。			
NO.	施設名称	変更後	変更前
1	牡鹿鮎川浜仮設店舗	H26. 2. 20～H32. 3. 31	H26. 2. 20～H31. 3. 31
2	鹿島道路株式会社北日本支社作業員宿舎	H26. 4. 27～H33. 3. 31	H26. 4. 27～H31. 4. 26
3	雄勝郵便局	H26. 2. 15～H33. 3. 31	H26. 2. 15～H31. 3. 31
4	東北地方整備局北上川下流河川事務所	H27. 3. 29～H33. 3. 31	H27. 3. 29～H31. 3. 28

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

市民生活に必要なサービスの機能が維持されるとともに、引き続き、事業等の再開に向けた取組が可能となる。

【市財政への負担】

市の財政負担は生じない。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県内において、本特例に関する復興推進計画の認定を受けている自治体

申請主体		認定日等
共同申請	宮城県・気仙沼市・名取市・多賀城市・東松島市・大崎市・亘理町・山元町・七ヶ浜町・女川町・南三陸町	H25. 4. 12（宮城第 21 号）
		H25. 9. 13 変更認定
		H27. 1. 23 変更認定
		H28. 2. 26 変更認定
		H29. 5. 19 変更認定
		H30. 3. 14 変更認定
単独申請	塩竈市	H25. 9. 13（宮城第 26 号）
		H27. 3. 5 変更認定
単独申請	仙台市	H26. 1. 31（宮城第 33 号）
単独申請	岩沼市	H27. 6. 23（宮城第 51 号）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

⑨ その他